普通車(MT車)で免許を取る方、必ずお読みください。

※AT車の方は、変更ありません。

2025年4月1日より施行「道路交通法施行規則の一部を改正」のご案内

改正により、普通免許(MT車)に関する取得方法(カリキュラム)が改定されます。

但し、移行期間の関係もあり、当面は現状の教習カリキュラムで運用する自動車学校もありますので、入校を希望される自動車学校の実施内容を必ずご確認下さい。

改正の内容を解説

改正前(2025年4月1日以前)

MT車で教習(一部AT車での教習あり)　規定34時限

1段階　15時限	修了検定	2段階　19時限	卒業検定

※当面は、上記カリキュラムでも教習可能(教習所により異なります)

改正後(2025年4月1日以降)

AT車31時限＋MT車4時限＝規定35時限　MT車

1段階　12時限	修了検定	2段階　19時限	審査　4時限	卒業検定

①AT車にて、卒業検定(路上)行い、校内でMT車に乗り換え、MT車の検定を行う。

AT車　合格 ＋ AT車　合格 ＝ 卒業

②MT車を使用した検定が不合格の場合は、再試験をAT車から卒業検定を行うか、AT車で卒業するか選択できます)

AT車合格／MT車不合格

選択が可能

- 再チャレンジ → 補修1時限 → 再検定 再度AT車から
- AT限定で卒業

③AT車で卒業して、MT車を取得する場合はMT車の技能審査を受ける（検定期間内であれば、再検定可能）
※MT車の技能審査を受ける前に、１時限の自由練習が必要となる。

普通車(MT車)で運転免許を取得希望の方は、必ずご確認下さい。

CHECK!

確認事項
◇希望される自動車学校の普通車(MT車)の取り扱い内容を確認
◇新教習の実施校でMT車の免許を取得する場合、技能教習はAT車で行いMT車は審査の教習４時限となります。詳しくは、下記の内容をご確認下さい。

1 技能教習のカリキュラムが変わります！

2 新教習では、AT車での技能教習がメイン！

※MT車の教習は限定解除の審査となり4時限の教習

3 自動車学校により対応が異なります！

※移行期間の関係もあり、現状のカリキュラムで教習可能

4 MT車の教習内容を理解することが大切！

※AT車の卒業検定終了後に、MT車の検定を行います。

普通免許(MT車)を取得希望の方は、希望自動車教習所の取り扱い内容を確認下さい

2025年4月1日以降は、３つの取得方法があります。※各自動車教習所にて異なります。

教習方法MT１

2025年4月1日以前のカリキュラムで普通免許(MT車)を取得（MT車での教習）

教習方法MT２

2025年4月1日以降のカリキュラムで普通免許(MT車)を取得　※MT車は審査(規定4時限)

教習方法MT３

普通免許(AT車)で免許を卒業後、限定解除(審査)を行いMT車の免許を取得

※下記は「教習方法MT３」のカリキュラム

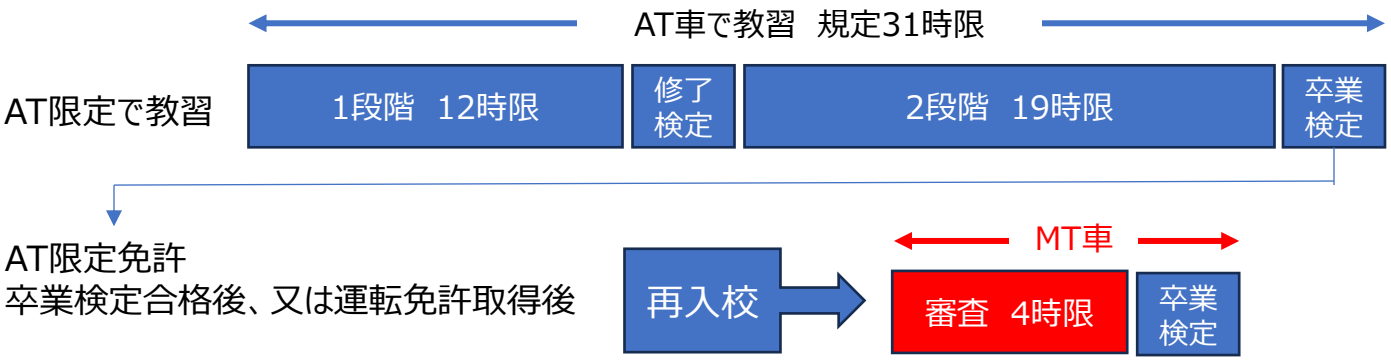

※審査費用は別途必要な場合もありますので、詳しくはコールセンターにご確認下さい。